

# 公共施設使用料一覧表

## 【文教施設】

### 1 各公民館

入場料その他これに類する料金を徴収しないもの

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
公民館	研修室		円 1,500	円 1,000	円 1,000	円 1,500
	学習室		900	600	600	900
	和室		600	400	400	600
中久保分館	会議室		300	200	200	300
	和室		600	400	400	600
さいかち分館	多目的室		1,200	800	800	1,200
	会議室 1		600	400	400	600
	会議室 2		600	400	400	600
	会議室 3		600	400	400	600
	会議室 4		600	400	400	600
	和室		300	200	200	300
	保育室		300	200	200	300

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。

入場料その他これに類する料金を徴収するもの

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
公民館	研修室		円 3,000	円 2,000	円 2,000	円 3,000
	学習室		1,800	1,200	1,200	1,800
	和室		1,200	800	800	1,200
中久保分館	会議室		600	400	400	600
	和室		1,200	800	800	1,200
さいかち分館	多目的室		2,400	1,600	1,600	2,400
	会議室 1		1,200	800	800	1,200
	会議室 2		1,200	800	800	1,200

さいかち分館	会議室 3	1,200	800	800	1,200
	会議室 4	1,200	800	800	1,200
	和室	600	400	400	600
	保育室	600	400	400	600

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。

## 2 各地区会館

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
雷塚地区会館			円	円	円	円
	集会室		900	600	600	900
	学習室		600	400	400	600
	会議室		300	200	200	300
	休養室		300	200	200	300
中藤地区会館	保育室		300	200	200	300
	集会室		900	600	600	900
	学習室		300	200	200	300
	実習室		300	200	200	300
	休養室		300	200	200	300
中部地区会館	保育室		300	200	200	300
	401 大集会室		1,200	800	800	1,200
	402 学習室 A		300	200	200	300
	402 学習室 B		300	200	200	300
	403 集会室		600	400	400	600
	404 休養室		900	600	600	900
	405 会議室		300	200	200	300
	406 会議室		300	200	200	300
	407 会議室		300	200	200	300
三ツ木地区会館	保育室		300	200	200	300
	集会室		1,500	1,000	1,000	1,500
	学習室		600	400	400	600
	休養室		900	600	600	900
	実習室		600	400	400	600
	保育室		300	200	200	300
	研修室 1・2		900	600	600	900
	研修室 3		300	200	200	300

大南地区会館	集会室 1・2	1,200	800	800	1,200
	集会室 3	300	200	200	300
	休養室	600	400	400	600
	保育室	300	200	200	300
	実習室	600	400	400	600
残堀・伊奈平地区会館	集会室	900	600	600	900
	学習室	300	200	200	300
	休養室	300	200	200	300
	保育室	300	200	200	300
	実習室	600	400	400	600

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする

### 3 地区集会所

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで
上水台地区集会所			円	円	円	円
	会議室		300	200	200	300
新海道地区集会所	会議室		300	200	200	300
西大南地区集会所	集会室		300	200	200	300
	会議室		300	200	200	300
	和室		300	200	200	300
中原地区集会所	学習室		600	400	400	600
	打合せ室		300	200	200	300
	和室		300	200	200	300
大南公園地区集会所	会議室		300	200	200	300
	和室(大)		300	200	200	300
	和室(中)		300	200	200	300
学園地区集会所	集会室		300	200	200	300
	和室		300	200	200	300
新大南地区集会所	集会室		600	400	400	600
	和室		300	200	200	300
湖南地区集会所	会議室		300	200	200	300
さいかち公園地区集会所	会議室		300	200	200	300
	和室		300	200	200	300

#### 4 生涯学習活動室

施設		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
生涯学習活動室	集会室		900	600	600	900
	学習室		1,200	800	800	1,200
	実習室		900	600	600	900

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。

#### 5 緑が丘ふれあいセンター

施設名		利用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
緑が丘コミュニティセンター	多目的 ホール 1		円 970	円 640	円 640	円 970
	多目的 ホール 2		970	640	640	970
	会議室 1		320	210	210	320
	会議室 2		320	210	210	320
	学習室		320	210	210	320
	和室		320	210	210	320
	研修室		320	210	210	320
男女共同参画センター	多目的室 1		320	210	210	320
	多目的室 2		320	210	210	320
	学習室		320	210	210	320
保育室			320	210	210	320

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。

#### 6 身体障害者福祉センター調理実習室

施設名		利用時間	利用料金	
			市内	市外
調理実習室		午前 9 時から午後 4 時まで 1 時間につき	円 210	円 420

## 7 社会福祉関係団体活動室

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
団体活動室			円	円	円	円
	中会議室		600	400	400	600
	小会議室		600	400	400	600

## 8 市民会館（さくらホール）

施設名		利用時間	午前	午後		夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
			円	円	円	円
研修室			320	210	210	320
会議室 1・2			320	210	210	320
集会室			320	210	210	320
保育室			320	210	210	320
実習室			320	210	210	320
和室			320	210	210	320
遊戯室			320	210	210	320
展示室			970	640	640	970

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。

【体育施設】

9 総合体育館

施設	名称及び内容	単位等	市内料金	全日料金
第一体育室	全面	2時間30分につき	9,460	47,310
	1/2	(1) 9時から11時30分まで	4,730	23,650
	1/3	(2) 11時30分から14時まで	3,080	15,420
第二体育室		(3) 14時から16時30分まで	1,020	5,140
第三体育室		(4) 16時30分から19時まで	1,020	5,140
会議室	全面	(5) 19時から21時30分まで	720	3,600
	1/2		360	1,800
放送室			1,020	5,140

- 1 市外に住所を有する個人が利用する場合の利用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 2 市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の利用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 3 全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。

10 屋外体育施設

施設	名称及び内容		単位等		利用料金		
					市内	市外	
プール	野山北公園プール		1回(2時間以内)につき		円 大人 100 子ども 50	円 大人 100 子ども 50	
運動場	総合運動 公園運動 場	第1運動場	1時間につき		1,080	2,160	
		第2運動場			1,080	2,160	
		第3運動場			540	1,080	
	野山北公園運動場				750	1,500	
野球場	雷塚公園野球場		1時間につき		750	1,500	
	大南公園野球場		昼間	1時間につき	750	1,500	
			夜間	照明灯を 使用しない場合	1時間 につき	750	1,500
				照明灯を 使用する 場合		3,830	7,660
庭球場	雷塚公園庭球 場	Aコート	1時間につき		320	640	
		Bコート					
		Cコート					
	大南公園庭球 場	Aコート					
		Bコート					
		Cコート					
	三ツ木庭球場	Aコート			510	1,020	
		Bコート					

## 1 1 学校施設

施設名	時間区分	使用料
第一小学校校庭夜間照明灯	1時間につき	円 200
第一中学校校庭夜間照明灯	1時間につき	900
屋内運動場（小中一貫校村山学園を除く。）	1時間につき	100
小中一貫校村山学園屋内運動場	1時間につき	半面 100 全面 200
武道場	1時間につき	100

市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者が構成員の半数に満たない団体が使用する場合の使用料は、同表に定める額に2を乗じて得た額とする。